

令和6年3月21日開会

第764回むつ市教育委員会会議

議案等関係書類

< 目 次 >

- 議案第1号 むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（総務課）
- 議案第2号 むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則（総務課）
- 議案第3号 第3次むつ市子ども読書活動推進計画の策定について（図書館）

< 事務局からの報告事項 >

- 報告第1号 むつ市議会第259回定例会報告（総務課）
- 報告第2号 令和5年度むつ市教育委員会表彰受賞者の決定について（追加）（総務課）

< その他 >

議案第 1 号

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 2 1 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

市長部局の組織再編に伴い、所要の条文改正を行うために提案するものである。

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

令和 6 年 月 日 公布
むつ市教育委員会規則第 2 号

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（令和 2 年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「管財・施設経営課」を「施設経営課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則

むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 2 1 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

市長部局の組織再編に伴い、所要の条文改正を行うために提案するものである。

むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則

令和 6 年 月 日 公布

むつ市教育委員会規則第 3 号

むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成 2 1 年教育委員会規則第 4 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

第 3 次むつ市子ども読書活動推進計画の策定について

第 3 次むつ市子ども読書活動推進計画を次のように策定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 2 条の規程により教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 2 1 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

本案は、子どもの読書活動の推進に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、平成 3 0 年 4 月に策定した第 2 次むつ市子ども読書活動推進計画を見直し、策定するためのものである。

むつ市議会第259回定例会報告

会期：2月19日（月）～3月15日（金）

1. 一般質問 2月29日（木）～3月4日（月）

質問者 3番 佐藤 武 議員

質問事項：1. 教育行政について

(1) 学校教育における児童・生徒の現状について

(2) 教員の多忙化が教育に与える影響について

質問の要点：①学校教育における児童生徒が置かれている現状と問題点について

②教員の多忙化が教育に与える影響について

【答弁概略】

1. 教育行政について

①学校教育における児童生徒が置かれている現状と問題点について

当市の学校においては、全ての子どもたちの望ましい成長を目指し、児童生徒一人一人の実状に応じた取組や支援を行っており、全ての子どもたちが「学校が楽しい」と笑顔で登校できるよう、今後も学校と連携しながら取り組んでまいります。

（再質問）令和2～4年度の不登校の児童生徒数及び30日以上有病欠扱い者数について

不登校児童生徒数は、令和2年度は、小学校14人、中学校61人で計75人、令和3年度は、小学校15人、中学校64人で計79人、令和4年度は、小学校24人、中学校72人で計96人であり、在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は、青森県が2.7%、全国が3.2%に対し、むつ市は2.6%とそれらを下回る数値になっております。また、病欠で長期欠席した児童生徒数は、令和2年度は、小学校2人、中学校3人で計5人、令和3年度は、小学校1人、中学校17人で計18人、令和4年度は、小学校4人、中学校15人で計19人です。

（再質問）令和2～4年度の教育研修センターの利用者数及びオンラインで出席とみなされる場合があるか

教育研修センターには、令和2年度は、小学校3人、中学校16人で計19人、令和3年度は、小学校3人、中学校17人で計20人、令和4年度は、小学校10人、中学校14人で計24人が通室しており、いずれも出席扱いとなっております。

また、各学校ではすべての児童生徒に多様な学びを保障するため、要望に応じてオンラインによる学習等を提供しており、その取組状況により出席とみなすことが可能となっております。

(再質問) 国連子どもの権利委員会から、「過度に競争的な学校システムを含むストレスの多い学校環境から子どもたちを開放する」と勧告されているが、「過度に競争的な学校システムを含むストレスの多い学校環境」とは具体的にどういう環境であるか

都市部においては、高倍率の難関私立中学への受験競争が問題視されており、各種学力調査の結果についても、都道府県または自治体の置かれている状況を順位付けることが学校への過度な負担につながっていると報道等において指摘されています。教育委員会では、テストは子どもたち自身が「学んだことが理解できているかどうか」「どの教科により力を入れる必要があるか」を把握するためのものであり、活用の仕方について指導することが学校の責務であると考えていることから、結果に対して学校間の位置関係を示すのではなく、課題の分析や指導方法を示す等、学習内容の確かな定着を目指した支援を行っております。

(再質問) 教育の基本は教育基本法だと思うが、その中で「教育は人格の完成をめざす」ことを目的としている。テスト体制による点数主義とそれに基づく人物評価と競争、子どもの自由な時間が保証されず、意見表明権も確保されないなど過度に競争的な学校システム・ストレスの多い学校環境が子どもの人格の完成や全面発達を阻害しているのではないかと思うがどうか

テストの目的の1つは、学習した内容がどの程度身に付いているかを子どもたち自身が把握したり、教員が次の指導に役立てたりするものであり、学習指導要領においても、子どもたち一人一人の良い点や進歩の状況等を積極的に評価することとありますことから、各学校においても点数や順位をもってその人物を評価することなく、一人一人の現状の把握とその支援に重きを置いた取組を行っております。

また、各種学力調査におきましては、一人一人及び学校の実状に応じた目標を設定し、その目標の達成に向けて取り組んでいただいております。子どもたちの成長のため、互いに認め合い、高め合う姿勢は必要であるものの、過度な競争に陥ることがないように学習以外の内容を含め工夫した取組を行い、やる気や自己肯定感を高め、「学校が楽しい」という思いを大切にすることで、すべての子どもたちの成長を願った教育に尽力してまいります。

②教員の多忙化が教育に与える影響について

近年、学校現場における教職員は、日々の教材研究や生徒指導、保護者対応、部活動指導等の業務により在校時間の超過を常態化させ、望ましいワークライフバランスを保つことができない状況が大きな問題となっていることから、教職員が子どもたちと向き合うことに専念できる状況が担保され、授業の質の向上や安全管理等が適切に行われるよう、様々な対策を講じております。

(再質問) 教員の令和2～4年度までの超過勤務時間数は

1か月あたりの平均時間外在校等時間は、令和2年度で小学校が39.8時間、中学校が73.4時間、令和3年度で小学校が40.8時間、中学校が71.1時間、令和4年度で小学校が36.2時間、中学校が68.0時間となっております。

(再質問) 長時間労働の主な原因は何か。市として教員の長時間過密労働を解消するため、これまでの取組と今後の取組についての方針はあるか

これまで長く教育を支えてきた地域とのつながりの減少、家庭形態の変化等により相対的に学校全体にかかる負担の増加等、学校を取り巻く社会環境や家庭環境の変化等が考えられます。教育委員会ではこれまで、「教職員の時間外労働等の縮減に関する指針」を策定、小学校部活動のスポーツ少年団への移行、部活動指導員の配置、教職員勤務時間記録簿や勤怠管理システムの活用による勤務状況の把握、定時退勤日及び学校閉庁日の設定などを行ってまいりました。

今後は、中学校部活動の地域移行のさらなる推進、小中一貫教育非常勤講師やスクールサポーターに加え、今年度からはスクールサポートスタッフの配置、来年度からは、学校の時間外電話切替機の順次導入、教科指導を担う特別非常勤講師の配置など、さらなる市独自の取組を進めることにより、教職員が自己の研鑽に努めながら、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができる環境づくりに努めてまいります。

(再質問) タブレット端末の利用やIT化は目的ではなく手段であることから、教職員にさらに負担を強いるIT化には拙速にせず慎重であるべきだと思いませんか

教育環境のIT化は、これまでのアナログ業務等のデジタル化により、業務の効率化を図ることを目的としており、手間のかかる作業や日常的に繰り返し行う業務などの効率化が図られております。これらの取組は、教職員に子どもと向き合う時間や教材研究等の時間の確保につながるものと期待するとともに、これからの社会を生き抜くために子どもたちには、IT化にも対応した教育活動を実施していく必要があると考えておりますことから、学校現場においてもより良い活用方法について研究を重ねておりますことから支援してまいりたいと考えております。

質問者 4番 工藤祥子議員

質問事項：3. 文化行政について

- (1) 歴史文化資料の散逸を防ぐ対策について
- (2) 常設の資料展示館について

質問の要点：①歴史文化資料の散逸を防ぐ対策はおこなわれているのか。

②常設の資料展示館建設を進める計画はあるのか。

【答弁概略】

3. 文化行政について

①歴史文化資料の散逸を防ぐ対策は行われているのか。

文化財の所有者からの情報提供を基に調査を行い、必要に応じて寄贈の受入を行っております。今後は、寄贈資料の受入後の適正な保護、保存及び調査研究に対応する体制づくりについて、さらに研究してまいります。

②常設の資料展示館建設を進める計画はあるのか。

常設展示施設の必要性は十分認識しているところでありますが、他地域の施設の視察等、引き続き調査研究の上、関係部局と協議してまいります。

(再質問) 平成28年9月第229回定例会で、前市長が式番館を文化財展示の中心的役割を担う施設にしていきたいと発言したが、その後どのような文化財展示が行われてきたか

北の防人大湊式番館では、毎年自主事業として2回～3回程度の企画展を開催しており、これまで「収蔵庫収蔵品展」「昔のくらしとあそび展」「食とくらし むかしの生活」「ぼろの世界 つづれ・仕事着」等、文化財収蔵庫の収蔵品を活用して展示する企画を開催しております。

質問者 9番 富岡直哉議員

質問事項：3. 学校給食費の無償化について

- (1) 県の無償化に向けた動向を踏まえての市長の見解について
- (2) 無償化実施までの当市の見通しについて

質問の要点：①給食費無償化に向けた市長の見解について
②無償化実施までの当市の見通しについて

【答弁概略】

3. 学校給食費の無償化について

- ①給食費無償化に向けた市長の見解について
- ②無償化実施までの当市の見通しについて

このほど知事から、全国初の県内全市町村へ給食費無償化の支援を実施するとの発表がありました。かねてから市でも、未来をつなぐ子どもたちの子育てと教育の充実を目指して、令和6年度中の給食費の無償化について検討を重ねていたところであり、重要な施策であると考えております。

また、無償化の実施時期につきましては、県の一斉実施の10月を目途に実施してまいりたいと考えております。

(再質問) 無償化後の地産地消はどうなるのか

これまでと同様に地元産の食材の積極的な利用を図るため、栄養職員の創意工夫、生産者や経済団体等の御協力をいただきながら、地元食材や郷土料理への興味や関心を持ってもらえるような食育の推進及び地産地消につなげてまいります。

(再質問) 県からの交付金の交付が10月からと見込まれているが、区切りのいい2学期からなど、市として前倒しで先行実施するつもりはないか

無償化の先行実施についても検討はいたしますが、それ以上に県内でも給食単価が高いとされている当市において、無償化により給食の質が下がるのではないかと心配する保護者の声がありますことから、子どもたちが健やかに成長できるよう、給食の質を落とすことなく無償化を実施してまいりたいと考えております。

(再質問) 給食費の無償化を巡っては、既に実施している自治体から不公平感が

あるとの意見が出ておりますが、市長はどのように考えているか

一つ例を挙げますと、むつ市は今年度、基金を取り崩しながら18歳までの医療費の無償化を実施している一方で、現在は給食費の無償化が行われておりませんので、こうした県の補助は大変ありがたいことでもあります。給食費の無償化を実施していても医療費無償化は実施していないといった他の自治体におかれましては、こうした子育て事業に補助を充てることができます。また、県からの補助額と市の給食費には差額があることから、当市にも持ち出しが発生し、同様に今回給食費が無償化となる自治体であっても負担がないというわけではありません。いずれにいたしましても、子育て事業に対する補助を通じて新たな事業に取り組むことが可能となることから、各自治体の考えに基づき拡充していくものであると考えます。

質問者 12番 佐藤 広政 議員

質問事項：4. 教育行政について

- (1) 物価高騰を受け、市内小中学校給食費はどのような推移をしているのか伺う
- (2) ラーケーション導入について伺う

質問の要点：①給食費の推移について

②ラーケーション導入について

【答弁概略】

4. 教育行政について

①給食費の推移について

市内各小中学校の給食費は、自校式配食校は学校毎に、給食センター配食校はセンター毎に決定しております。給食費調査によりますと、令和2年度は、小学校平均単価303円、中学校平均単価332円、令和5年度は、小学校平均単価323円、中学校平均単価350円となっており、両年度比で、小学校で20円の増額、6.6%の上昇、中学校で18円の増額、5.4%の上昇となっております。

(再質問) 食材等の質を落とすようなことは絶対にあってはいけないが、その点について学校にどのような指導しているのか

物価高騰を受け、価格を抑えるために食材等の品質を下げているということはありません。1食当たりの単価も県平均よりも同等以上でかつ、確かな品質をもつ地元産食材の積極的な活用を進めており、給食費の無償化後も給食の品質を維持し、地産地消の取り組みを推進するため、市内食材納入業者に対しても積極的な地元産食材の納入を依頼してまいります。

(再質問) (仮称)むつ市防災食育センターの完成による子どもたちへのメリットをどのように捉えているのか

最優先されるのが安全・安心な給食の提供ですが、新センター稼働後におきましては、より高度な衛生管理が可能となるほか、アレルギー対応のための調理室において、より安全・安心なアレルギー対応食の提供も可能になると考えております。

②ラーケーション導入について

ラーケーションには、様々な体験や発見等を通じた子どもたちの探究心の養成、保護者のワーク・ライフ・バランスの充実、平日の観光需要の喚起や平準化による地域経済の活性化への期待などの様々な利点が見込まれる一方で、家庭の状況により取得による不平等が生じるほか、取得期間中の学習の遅れや補習等のあり方、対応する教職員の負担等といった課題等についても指摘されておりますことから、国、県や他の自治体の動向を注視しながら、実施の可能性について研究してまいります。

質問者 1番 高橋 征志 議員

質問事項：1. 文化財の常設展示施設について

- (1) 常設展示施設の設置が見送られてきた経緯について
- (2) 現在の検討状況と今後の見通しについて
- (3) 新施設設置までの現文化財収蔵庫の活用について

質問の要点：①一時は開放エリアへの設置も検討されていたが、どのような経緯で見送りになったのか。

- ②まちづくりにおける文化財の活用の方向性を踏まえた、現在の検討状況は。
- ③新施設の設置計画を進めていくうえでの支障は何か、今後の見通しは
- ④市のHPは予約すれば利用できることになっているが、近年（直近3年程度）の文化財収蔵庫の一般利用の状況、小中学校における団体の利用状況は。
- ⑤利用について広く周知されていない理由は。

質問事項：2. 校則について

- (1) 校則の見える化について
- (2) 教育委員会における校則の把握について
- (3) 学校指定品等の根拠について

質問の要点：①校則を可視化することで、生徒や保護者が他校と比較でき、生徒が主体的に校則を見直す契機になるため、むつ市でも校則をホームページで公開してはどうか。

- ②教育委員会が校則の現状について、学校と情報共有を図ることでアドバイスが容易になり、市内全体で改善の方向に進むと考えるが、学校との情報共有について伺う。
- ③校則に定めのない学校指定品もあるが、保護者に購入を求める根拠は何か。また、校則に定められていない指定品について、購入は「強制」ではなくあくまで「お願い（推奨）」と捉えてよいか伺う。
- ④指定品ではないが、要件が細かく定められている学用品について

の根拠は何か伺う。

【答弁概略】

1. 文化財の常設展示施設について

①一時は開放エリアへの設置も検討されていたが、どのような経緯で見送りになったのか。

これまで、市役所本庁舎開放エリアを活用した展示施設の建設計画がありました。が、公共施設建設との調整及び財源が縮小する中で、再度関係部局との検討を要することとなり、現在に至っております。

②まちづくりにおける文化財の活用の方向性を踏まえた、現在の検討状況は。

③新施設の設置計画を進めていくうえでの支障は何か、今後の見通しは

むつ市総合経営計画後期基本計画に基づき、同様の文化財を展示、収蔵している他地域の施設の視察や未整理収蔵品の調査、整理、データベース化等を行いながら今後の調査研究に生かしてまいります。

また、設置計画を進めていく上で、専門的知見の入手や活用等の検討のほか、近年の大規模災害や気候の変化等から文化財を守る上での適切な環境対策、市全体の公共施設建設計画等、さまざまな課題等において調査研究の段階にあります。

④市のHPは予約すれば利用できることになっているが、近年（直近3年程度）の文化財収蔵庫の一般利用の状況、小中学校における団体の利用状況は。

⑤利用について広く周知されていない理由は。

令和2年度はなし、令和3年度は48人で2団体、3組、令和4年度は10人で1団体となっております。また、文化財収蔵庫は、収蔵品の保存管理施設であり、構造上不特定多数の方に見学いただける施設になっていないことなどから、利用に係る周知は現状市ホームページのみとしております。

（再質問）文化財収蔵庫にいる職員は何人か、常駐有無や任用形態について現在、1名の会計年度任用職員である施設管理人が常駐しております。

（再質問）常設展示施設への市民のニーズは、どう受け止めているのか
常設展示施設の建設については、関係団体等、市民の皆様からの要望があり、十分認識しております。

（再質問）財政的な理由などにより、常設展示施設の設置を今後断念するという
ことはあり得るのか

むつ市総合経営計画後期基本計画に基づき、文化財の保存活用を行い、地域活性化の核となる施設である歴史民俗資料館の設置を検討しているほか、重要文化財の二枚橋2遺跡出土品は、公開し活用に努めなければならないとされていることから、今後も施設の設置について調査研究を続けてまいります。

（再質問）新施設ができるまでの（「つなぎ」としての）現文化財収蔵庫の活用

について、市民が郷土の歴史文化を身近に感じられるように、今より少しでも活用を図れないかと考えているが、具体的にどのようなことが支障になっているのか

文化財収蔵庫は用途が収蔵品の保管倉庫となっており、来館者を受け入れるためには、建築確認変更等申請、用途変更のための改修工事として電気設備、消防設備、バリアフリー機能の追加、重要文化財資料の展示及び保管のための防火区画設置等の大規模な改修工事が必要となります。

2. 校則について

①校則を可視化することで、生徒や保護者が他校と比較でき、生徒が主体的に校則を見直す契機になるため、むつ市でも校則をホームページで公開してはどうか。

校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校・地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的に校長により制定されるものであるとされており、各学校においては既に自校の校則を児童生徒及び保護者に周知しており、これまでも適正に運用されております。また、校則の見直しにあたっては、児童生徒の多様性や人権に十分配慮しつつ、児童会及び生徒会活動や学級活動等で話し合い、自らの学校生活を見つめ直すことで、規範意識や主体性を醸成していくことが重要であると考えており、当事者である児童生徒が他校と比較するよりも、自分自身の学校生活を振り返り、より良い学校生活にするために校則を見直し、必要があれば変えていくことが大切であると考えております。教育委員会といたしましては、一律にホームページへ公開することは、必ずしも必要ではないと考えております。

(再質問) 学用品の指定の仕方について、市内の学校でも自由度が異なっている。

他校の事例を参考にすれば、「これって変えられるんだ、変えてもいいんだ」という発想につながる可能性があるはず。「絶対に変えられないから無理」と「変えられるかもしれないから行動してみよう」は大きな違い。生徒が主体的に行動し考えられるということは重要。その意味でも市内他校の事例を知ることは、参考になると思うが

他の事例を知り、そして自らの生活を見つめ直すことは、子どもたちにとって非常に重要なことであり、自らのこととして問題を捉え、互いに意見を交わしそれを見直していく、そうした活動を我々も支援してまいりたいと考えております。重要なのは「児童生徒の主体性」そして「自治活動の尊重」であると考えており、各学校の児童生徒が校則を見直した結果、その内容や表現が異なることは妥当であると理解しております。各学校では、新年度に校則や学校生活の約束事等について児童生徒と確認する場を設けているほか、保護者への学校アンケート、学校運営協議会等の場を活用するなど、さまざまな方々の御意見をいただいております。校則については、当事者、関係者等に十分周知されているものと考えております。さらに、子どもたちから要望があれば、「こども議会」等の場で校則について話し合うこと等も可能であり、その際は、各学校の検討手順や校則の内容を持ち寄り議論を深めることとなると考えております。議員が望まれる「比較」は、私どもも十分重要的こと

と捉えており、その「比較」はこうした形で実現することが最も望ましいと考えております。

②教育委員会が校則の現状について、学校と情報共有を図ることでアドバイスが容易になり、市内全体で改善の方向に進むと考えるが、学校との情報共有について伺う。

学校が教育委員会へ校則を提出する義務はありませんが、校則の在り方や校則そのものについても各学校と共有させていただいており、保護者等から校則の見直し等に関する相談があった際には、必要に応じて適切に対応できる状況にあります。

今後も、当事者である子どもたちが話し合いにより、自らの学校生活を見直していく、そうした本来の在り方を支援してまいりたいと考えております。

(再質問) 再度確認だが、現在、市内の中学校の校則を教育委員会では把握しているということよいか

把握しておりますが、それを制度化して変更毎に提供を求めるのは学校に一定の負担を掛けることとなりますことから、必要な時期に情報提供を求めています。

③校則に定めのない学校指定品もあるが、保護者に購入を求める根拠は何か。また、校則に定められていない指定品について、購入は「強制」ではなくあくまで「お願い（推奨）」と捉えてよいか伺う。

④指定品ではないが、要件が細かく定められている学用品についての根拠は何か伺う。

学校指定品を保護者に購入を求める根拠について、学校は全ての子どもたちが等しく学習や活動に取り組み成長する場であり、学校指定品は経済的な理由等によりこうした状況が阻害されないように定めており、平等な教育環境の保障、安全面・機能面・経済面を考慮し、また一定数の購入により価格の低下を見込めることも考慮して、協力をお願いしているものと理解しております。また、学校によっては校則に明記されていないものの、当然必要な品物である等の理由から校則から除外した例もあり、各学校の校則は以前と比較し、必要最低限の項目のみ明記するなど、簡素化されております。そのため、各学校では校則に明記されているか否かにかかわらず、購入していただきたい品物について、入学説明会等で丁寧に説明されているところであります。

次に、指定品ではないが、要件が細かく定められている学用品についての根拠については、指定品と同様に、経済状況等に左右されない平等・公平な教育環境を保障するために定められているものと理解しており、中には生徒が生徒会活動や学級活動等の話し合いをもとに定めているものもあります。

原則は明確に、そして対応は柔軟に、とすることを考えながら、今後も各学校が生徒や学校の実情、社会環境の変化等に合わせ、必要に応じ絶えず見直しをしていくことが必要であると理解しております。

(再質問) 保護者の経済的負担を軽減するためにも、根拠が不明確であったり合理性の低い指定品は自由化してほしい。どうしても必要であればなぜそ

の指定品なのか、その理由を合理的に説明できるようにしてほしい。教育委員会から学校へ検討するよう働きかけることはできないか

校則、日用品等を問わず、こうしたものに係る共通の考え方については、各学校と教育委員会で共通理解がなされているものと考えております。校則については、生徒の主体性の尊重、そして自治活動の育成が大きな目的となり、日用品等については、平等な教育環境の保障、これらの観点に従ってこれまでも各学校では適切に対応がなされていると考えております。また、各学校によっては、在籍数の多寡のほか、様々な状況は決して同一ではなく、検討した結果が各学校によって内容や表現によって同一でないことに関しては、それをもってのみ大きな問題とは捉えておりません。重要なことは、議員御指摘のように、しっかりした説明ができること、児童生徒が納得をして遵守することができることであり、学校からはこれまでも適切に説明がなされていると捉えております。万が一、疑義があるようであれば学校に問うていただき、そして当事者である子どもたちと保護者の皆様、そして教職員の中でしっかりと意思疎通を図っていただくことが極めて重要であると考えております。

(再質問) 指定品以外でも、色や柄を細かく指定されている学用品について、その理由を合理的に説明するよう、また、理由が説明できないものは自由化を検討するよう教育委員会から学校へ働きかけてもらえないか

先程の答弁のとおり、基本的な考え方に関しては既に私どもと学校で共通理解がなされており、各学校では、児童生徒や保護者に対し説明等がなされているものと理解しております。しかしながら、御指摘のように不合理なことや児童生徒の意向が反映されていないような事案があれば、本来あるべき目的と相反することとなりますので、情報提供をいただければ適切に対応してまいりたいと考えております。

質問者 14番 中村正志 議員

質問事項：3. むつ市英語検定受検料補助金について

- (1) 事業目的について
- (2) 今年度の実績について

質問の要点：①事業を始めることとなったきっかけについて

- ②事業の内容について
- ③今年度の実績について
- ④実績を振り返って

【答弁概略】

3. むつ市英語検定受検料補助金について

- ①事業を始めることとなったきっかけについて
- ②事業の内容について

文部科学省では現在、中学3年生で英語検定3級相当以上の力を持つ生徒を50%にするという目標を掲げている一方で、令和4年度の中学3年生を対象とした調査では、英語検定3級以上を取得または同程度の力を持つと判断された生徒の割合は、全国で48.7%、青森県で41.6%に対し、むつ市は38.4%という結

果であることから、その対策の一つとして、今年度から青森県教育委員会の小・中学校外国語教育充実支援事業を活用して、日本英語検定協会が実施している「英検 I B A」というアセスメントテストを市内全中学校で実施しております。その結果、生徒一人一人に得意分野、不得意分野や対策が示されるとともに、英語検定ではどの程度の力を持っているかも判定されます。中学生が積極的に英語検定に挑戦することで、英語学習への意欲も高まり、英語力向上につながるものと考えております。

また、あわせて、市内中学校に在籍する生徒が英語検定を受験する場合、申請のあった保護者に対し、一年度に一回、級に関わらず受検料の半額を補助する事業を開始し、保護者の皆様の経済的負担軽減とともに、英語学習に対する意欲・能力向上に向け取り組んでおります。

③今年度の実績について

④実績を振り返って

先日、年間を通して半額補助金を受給した人数は188名、補助金の合計額は36万6,100円であり、受験生徒の割合は、令和4年度は33.2%、令和5年度は35.4%で、2ポイント程度の増加となりました。次年度以降も英語への関心を高め、国際社会に生きる子どもたちが英語力をより高いレベルで身に付けることができるよう、本事業に継続して取り組んでまいりたいと考えております。

(再質問) 各学校では、この事業についてどのように取り扱っていたのか

周知を図るために、各学校を通じて全ての保護者へ申請書を配付するとともに、各学校には案内文書を渡す際など、折に触れて受験することの利点を伝えていただいております。今後も本事業の申請方法などを見直しながら、より活用しやすい方法を模索するとともに、周知についても工夫してまいります。

2. 議案審議 3月6日(水)

教育委員会関係

- 議案第4号 むつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する条例
むつ市に伝わる伝統行事及び民俗芸能の継承発展についての基本理念等を定め、次世代に継承することにより、地域への誇りと愛着を育み、希望に満ちた魅力ある地域社会を実現するためのものである。

⇒3月15日(金) 原案可決

- 議案第20号 財産の取得について
夏季における児童生徒の熱中症による健康被害の防止及び教育環境の向上を図るため、市内小学校6校及び中学校5校に冷房設備を配備するものである。

⇒3月15日(金) 原案可決

- 議案第25号 むつ市教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについて

阿部謙一教育長の任期が本年3月31日をもって満了することに伴い、提案するものである。

⇒3月6日(水) 原案可決(同意)

議案第40号 財産の取得について

夏季における児童生徒の熱中症による健康被害の防止及び教育環境の向上を図るため、市内小学校6校及び中学校4校にポータブルクーラーを配備するものである。

⇒3月6日(水) 原案可決

3. 所管事務調査 3月6日(水)

総務教育常任委員会

調査事項:学校の統廃合における備品の活用について

【現状】

備品の取り扱いにつきましては、各学校で使用している物品が不用となった場合、教育委員会総務課において物品が不用又は修理しても使用が不可能であるかを判断し、その後、教育部長が不用の決定を行った上で、物品を売却するか、また廃棄するかの判断を行っております。

また、統廃合となった学校の備品について、使用できるものにつきましては、多くの場合、所管替えにより他の学校で使用されているほか、臨時的な使用に備えて保管している場合もあります。一方で、破損や故障等により、利活用や修理による再利用が不可能であるものにつきましては廃棄しております。

近年の状況を申しますと、令和3年度末をもって二枚橋小学校が閉校となり、二枚橋小学校から各学校及び各課へ所管替えされた主なものは、運動用具や楽器などの教材備品、液晶テレビなどの電化製品、事務机、事務椅子などがございます。

【問題点】

各学校及び各課等におきましては、廃校舎内から使用可能な備品を持ち出し、所管替えの手続きを経た上で備品を利活用しておりますが、廃校舎内に長期間保管されている備品の中には、著しく劣化したものも含まれており、適正に廃棄する必要があるものと考えております。

【対応策】

対応策といたしましては、定期的に廃校舎へ出向いて、備品の保管状況を確認し、必要に応じて廃棄すること。それに伴い保管場所を移動させたものや廃棄したのものについては、該当備品の台帳を確実に更新する体制を整備してまいります。

令和 5 年度むつ市教育委員会表彰受賞者の決定について（追加）

令和 6 年 2 月 2 9 日、市内小中学校及び市役所各課長からの推薦者について、むつ市教育委員会表彰規則に基づき受賞者を追加決定したので報告いたします。

●むつ市教育委員会表彰

市の教育行政の発展に功績のあった者を表彰し、市の教育の振興を促進することを目的として、平成 7 年度から継続して実施。

●表彰の範囲

むつ市教育委員会表彰表彰基準に基づき、主に、市の教育施設への備品等の寄贈者や寄附者に対して感謝状を、市内小・中学校の児童生徒のうち、スポーツ又は文化活動における優秀者に対して表彰状を授与。

●令和 5 年度受賞者

感謝状 10 名

表彰状 42 名

むつ市教育委員会表彰受賞者数

表彰状	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	前年比
第一田名部小学校	1	1	17	1	1		2				0
第二田名部小学校	1	8	8		1					2	2
苫生小学校		2	7			1			2	3	1
第三田名部小学校	12	36	6	5	4	1	1	3	2	1	▲ 1
関根小学校		1				1					0
奥内小学校		1				6					0
大平小学校	27	4	11	2	1	3	1			3	3
大湊小学校		3	3							1	1
川内小学校	1	2	1			1					0
大畑小学校	5		3	1		1					0
正津川小学校			2								0
二枚橋小学校											0
脇野沢小学校	1	1	1	1	1						0
その他団体	/	/	/	49	14	20	3	29	37	12	▲ 25
小計	48	59	59	59	22	34	7	32	41	22	▲ 19
むつ中学校	3	13	18	9	3			2	6		▲ 6
田名部中学校	81	13	120	140	72	73	26	29	43	8	▲ 35
関根中学校		2				1	1	1		3	3
近川中学校					1						0
大平中学校	10	12	16	6	16	12	4	8	5	7	2
大湊中学校	1	2	1	2	10	11	12	10	1	1	0
川内中学校		9		1			1				0
大畑中学校	7	5	2	2	3	2	1	6	2	1	▲ 1
脇野沢中学校						1					0
その他団体	/	/	/	1		1		2			0
小計	102	56	157	161	105	101	45	58	57	20	▲ 37
計	150	115	216	220	127	135	52	90	98	42	▲ 56

感謝状	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	前年比
		8	13	12	11	14	13	20	12	9	10

